NPO法人 自立生活センター STEPえどがわ 会報

STED于》为分人
all for 为分子!

えぬぴーおーほうじんじりつせいかつせんたーすてつぷえどがわ かしくまう すてっこぱらだいす おーるふぉあわんだふぉー

2016 年 7 月号



能ない。 このでは、 このでは、 このですが、 このをは、 このをは







-アシスト らできる。



http://www.helper-soft.net

開発・販売元

有限会社ミッツコミュニケーションズ

〒133−0065

東京都江戸川区瑞江2-6-11 プレステージ瑞江303 電話 03-5636-6027 FAX 03-5636-6024







さべつかいしょうほう 差別解消法スタート!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
s T E P 恒例イベントいろいろ・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
ネパール募金活動 & 介助者・利用者川柳・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
でいーぴーあいそうかい いん ふくしま DPI総会 in 福島・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
じ る そうかい せんだいあんどふくおか JIL総会 仙台 & 福岡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
し、せかい ままたみき 詩の世界 尾股未希・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
^{みずええきしゅうへん} 瑞江駅周辺トイレチェック!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
phack ghabahala leth 韓国 順天CIL 10 周年記念式典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
いろいろな事に参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
チャレンジ・ザ・ドリーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
が でき
くまもとじしんぽきんかつどう 熊本地震募金活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かつやみつのぶ じょうほうはっしん 勝矢光信の情報発信コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
新スタッフ紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
^{かつどうほうてく} 活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
mundatipis 会員墓集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・





CERTAIN STATES OF THE STATES O

理事長 今村 登

2016 年(平成 28 年) 4月1日、ようやく障害者差別解消法(以下、差別解消法)が施行されました。法の内容については、まだまだ改善すべき多くの課題はありますが、「まずは法の存在と施行を世間一般の皆さんに知ってもらうことが大切!」ということで、3月27日の名古屋を筆頭に4月29日の大阪まで、北は北海道、南は沖縄まで全国14か所で差別解消法の施行を祝う大小様々なパレードが開催されました。このパレードはテレビのニュースや新聞等でも結構取り上げられたので、自にされた方も多かったのではないでしょうか。駅や役所の公共施設などでは内閣府発行のポスターが貼られ、今後法律の存在が浸透して行ってくれることを切に望みますし、浸透するよう、我投入障害のある当事者自身が普及啓発に努めていく必要があります。そこで、差別解消法の中身について、障害者差別と虐待防止センター設立準備会がとりまとめたハンドブック「障害者差別解消に向けて」を参考に、もう少し掘り下げて解説しておきたいと思います。

2016年4月1日ハッピーハーステー! 障害者差別解消法 三別する人。される人をなくそう

□なぜ、私たちは障害者差別禁止法の制定を求めてきたのか?

「障害のある人を差別してもいいと思いますか?」という質問をしたとすると、多くの人が「ダメです」とか、もうちょっと踏み込んで「障害の有無にかかわらず、

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

差別は基本的にしてはダメでしょう」と答えるかと思います。少なくとも「どんどん差別するべきだ」という人はそうはいないでしょう。ですが、「ではどんなことをすると差別になりますか?」という問いかけをすると、明確に答えられる人は激減するでしょう。つまり、多くの人が差別はしてはいけないと思っていても、何が意味で、差別になるのかを知らないでいるというのが現状でした。それは法体系の中でも同様で、、意识ででも管害者基本法でも「差別はしてはいけない」と明記されていますが、「何が差別に当たるのか」を明確に示したものはありませんでした。ですから、結局偏人が当たるのか」を明確に示したものはありませんでした。ですから、結局偏人が当たるのある人)にとっては差別だと感じるということが絶えませんでした。または草いすユーザーが飛行機の搭乗拒否を受け、明らかに差別だろうと思われるような事例で、裁判まで行っても負けてしまったりしていました。

そこで、どんなことをすると差別に当たるのかを法律で規定し、共通の物差しを持ちましょうというのが、私たちが障害を理由とする差別を禁止する法律の制定を求めてきた一番の理由です。

□今回できた障害者差別解消法は、どんな法律?

にようがいしゃさべつかいしょうほう ぜんぶ ではんぶ できるがん できるがん できる できる できる できる できる の条文からなる 本則 9 つの付則からなる、比較的短い になって。 特に第 1 章から第 4 章に渡る部分が重要で、そこには次のようなことが書かれています。

第1章総則(1条から5条)

ほうりつ もくてき きょうせいしゃかい じつげん 【法律の目的】・・・共生社会の実現

相手方を処罰することが目的ではありません。差別を罰則などの処罰によって禁止しても実効性が上がるとは限りません。むしろ社会との対立構造を生むことも懸念されます。

ほうりつ ていぎ とうじょうじんぶつ しょうがいしゃ ぎょうせい きぎょう こじん 【法律の定義 (登場人物)】・・・障害者⇔行政・企業 (個人は×)

最初の登場人物は差別を受ける障害者とは誰かということになります。この法律ではすべての障害者の人権確保という観点から、手帳保持者に限らない最も広い範囲の障害者を指します。相手方として登場するのは、お役所と民間です。事業を行っていない全くの個人は相手方には入りません。しかしこの定義には、何が差別であるのかの定義はありません。合理的配慮によって除去するべき社会的障壁の定義はありますが、「不当な差別的取り扱い」、「合理的配慮」そのものの定義はありません。その上で国や自治体の責務を定め、合理的配慮を行うための環境整備に努めなければならないとしています。

ほうりつ あつか ちょくせつきべつ 【法律で扱うのは「直接差別」】

世界的に見ると障害者に対する差別として4つの類型があるとされ、差別禁止部分の意見書では「直接差別」「間接差別」「関連差別」「合理的配慮の不提供」の4類型としてまとめられています。差別解消法の「差別的取扱い」は直接差別を含頭に置いたものであり、間接差別などは、今後事例の集積を待つといった国会答弁がされております。しかし例えば職員募集に際して、自力通勤や電話対応可能な者という条件を付ける場合があります。この条件自体は障害を理由にはしていませんが、しかしこれによって自力通勤ができない障害者、電話対応が困難な聴覚障害者は試験さえ受けることができません。このような場合には間接急別に対して、犬の同伴を理由によってしたることになります。また電学犬を連れてレストランに入ろうとした視覚障害者に対して、犬の同伴を理由になっていません。しかし近常等書者と音導犬との間には強い関連性があり、音導犬を理由とすることは視覚障害を理由になっていません。しかし近常を管害者と音導犬との間には強い関連性があり、音導犬を理由とすることは視覚障害を理由にすることと同じと言えるわけです。なのでこのような場合には、関連差別に変します。ことになります。

このように間接差別や関連差別にあたる事例も多数想定されるわけですが、
をだっかいしょうほうじょう
の「差別的取扱い」にこれらが含まれるのかどうかは明確ではありません。また合理的配慮の不提供については、障害者権利条約がありますので、それを踏まえて解釈されることになりますが、簡単に言えば、日常生活や社会生活において不平等な待遇を招く社会的障壁を除去する手段を講じないこと、です。またでうりてきはいりょとならないできた。
こことはいますが、何が合理的配慮の内容なのかは見えてきません。しかし具体的な場面で何が社会的障壁になっているのかが明確になれば、自ずとそれを除去するための手段が見えてきます。それが合理的配慮の内容になるわけです。

きべっ るいけい 差別の類型	事例			
	①車椅子で鉄道を午前7時45分に利用したいとお願いしたら、「そ			
直接差別	の時間は大変混雑しているので障害者の方は9時以降の利用をお願い			
にようがい りゅう ちが あつか できを理由に違う扱い	している」と言われた。			
をされること	まてきしょうがいしゃ、つうちょう、かんり、 む り ②「知的障害者に通帳の管理は無理でしょう」と銀行の窓口で口座を			
	作ってもらえなかった。			
	③店先にデカデカと「精神障害者お断り」と書いてあった。			
	かったってきとりあつか			
がありますが、以下のようなものは、解消法ではケース・バイ・ケースだそうです!!				
間接差別	まんこう えーていーえむ じぶん そうさ 銀行のATMを自分で操作できないため、行員にお願いをしたら、			
にようがい りゅう 障害を理由にしていない	BALL&うばんごう き 暗証番号を聞くことが不正につながると内部規定で決められているの			
が、結果的に違う扱いを	で、できないと断られた(内部規定を変えてもらえれば操作してもら			
されること	える?)。			
かんれんさべつ 関連差別	くるまいす にゅうてん ことわ ほんにん きのうしょうがい くるまいす 車椅子での入店を断られた(本人の機能障害ではなく「車椅子」を			
しょうがい ふずい ものなど 障害に付随した物等を	リゅう きょひ もうどうけん にゅうてん てとわ じんてうてきゅうきも 理由に拒否されたため)。盲導犬の入店を断られた。人口呼吸器持ち			
理由にした異なる取扱い	て 込みのホテル宿泊を断られた。なども同様。 いっぱん ひと ネーていーえむ つか じかん かね ひ だ じぶん			
ごうりてきはいりょ けつじょ	①一般の人はATMが使える時間はお金の引き出しができるが、自分			
合理的配慮の欠如	プログラス まどぐち ひら で A T Mを操作できない人は窓口が開いている 15 時までしかお金の で A T M を操作できない人は窓口が開いている できりてきはいりょうけつじょ			
	で、だ だいたいしゅだん でうりてきはいりょ けつじょ 引き出しができない (代替手段がないところが合理的配慮の欠如)。			
や配慮が足りないこと	②車椅子で電車に乗ろうとしたら、「連絡が間に合わないので2本後でんしゃ ほんきと ほんきと			
	の電車になります」と言われた(本当に 2 本後にしなければならない			
ほうりつ がいとう	りゅう せいとう 理由は正当なのか)。 _ まえ しょうがい .			
さべつ				
いが差別	(個人の発言だから、法の対象にはならない)。			
be く まこな 施策で行うべき	は、			
事例	ポスターしか張られていなかった(公職選挙法にすでに違反している)			
ハラスメント	レストランで食事中、客の一人に「税金のおかげで食べているくせに			
(いやがらせ)	贅沢するな」と言われた(個人の発言であり、本人は食事をすること			
	はできたため、法の対象にはならない)。			
を 待	ウェディングCMを目にするたびに「(障害がある) お前は結婚でき			
	ない」と言われ続けた(虐待防止法の対象になる)。			

第2章基本方針(6条)

この法律には差別の定義がないことを踏まえて、次のような基本的な考え方を示し、これに基づいて策定される行政機関や民間事業者に対するガイドラインの内容や作成プロセス、その他の重要事項が基本方針で示されています。

ふとう きべってきと あっか 【不当な差別的取り扱い】

基本方針では障害者に対して正当な理由なく障害を理由として財・サービスやかくしゅきかい ていきょう きょひ おた ていきょう として場がして はしょうがいしゃ 各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障害者でなければされることのない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することが、不当な差別的取扱いとされています。

せいとう りゅう はんだん してん 【正当な理由の判断の視点】

正当な理由に相当するのは、障害者に対して障害を理由として、財・サービスやかくしゅきかいではます。 各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であるとされています。

こうりてきはいりょ かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 【合理的配慮と過重な負担の基本的な考え方】

合理的配慮については行政機関等及び事業者業に対し、その事務・事業を行うにあたり個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害者のないります。 しょうがいしゃ を言めなる しょうがいしゃ を言りてき しんがい 権利利益を侵害することとにならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮 (合理的配慮)を行うこととしています。

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)」「実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)」「費用・負担のではど、「事務・事業規模」「財政・財務状況」等を考慮し、具体的場面や状況に応じて発言されています。

第3章 差別解消措置 (7条から13条)

【禁止する差別の類型】・・・①木当な差別的取り扱い

②合理的配慮の不提供、この二つ!!

	ふとう きべつてきとりあつか	ごうりてきはいりょ ていきょう ②合理的配慮の提供
ぎょうせいきかんなど 行政機関等	きんし 禁止!	き t 義務!
みんかん じぎょうしゃ (民間)事業者	きんし 禁止!	੪੫ょく₹ t 努力義務・・・

合理的配慮を提供しないことは差別であるので、本来の筋から言えば「(民間) 事業者」も義務化すべきところです。少なくとも合理的配慮について一定の共通理解が広がった段階においては、義務化されるべきです。ただ努力義務であると言っても、民間事業者が次に述べる「対応指針」に定める事項を守らない場合は、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置があるので問題事業者については、表もない表がしてこうした措置の発動を求めることが重要です。問題はこれらの類型が何を意味するのか、前述のように法律上の定義がないので第2章で触れた基本方針に基づいてガイドラインが策定されることになります。

【ガイドラインは2つ!】

両方とも行政機関の長や主務大臣などによって策定されます。このうち 地方公共団体職員向けの対応要領の策定はされていませんが、ガイドラインがな ければ何が差別的取扱いであり、何が求められる合理的配慮であるのかの判断を、 個々の職員が適切に行えるのか、困難が予想されます。地域の障害者団体としては、 地方自治体に対して対応要領の策定を求める必要があるでしょう。



「あれき」 さくねんど A. 昨年度の1回目、2回目の自立支援 A. 昨年度の1回目、2回目の自立支援 協議会で差別事例を集めて、3回目で江戸川区 の職員対応要領案の報告がありました。おそらく、次の自立支援協議会で完成版が報告される と思います。ただパブリックコメントもなく策定の仕方が閉鎖的だったのは否めません。



だい しょう さべっかいしょうしえんそち じょう 第 4 章 差別解消支援措置 (14 条から20 条)

まべつかいしょうしえんそち 【差別解消支援措置】・・・揉め事を解決する仕組み!

この章で重要なのは「障害者差別解消地域支援協議会」です。本来差別を解消する には、差別を禁止するだけではなく、実際に発生した差別事案について、紛争を解決 する仕組みが不可欠です。この点に関して障がい者制度改革推進会議の下で発足した さべっきんしぶかい ちばけん さべっきんしじょうれい きゅうさい しく そうだん はじ 差別禁止部会は、千葉県などの差別禁止条例の救済の仕組みを踏まえて、相談から始 まる斡旋調停などの裁判外紛争解決の仕組みを都道府県単位で設けるべきとの意見を ころが地方分権との関係でこの法律にはそうした仕組みは用意 されないこととなりました。ただその代わりに既存の相談機関をいかに活用するかと いった観点から「障害者差別解消支援地域協議会」という、既存の相談機関を主な ^{てうせい} 構成メンバーとした協議会をつくり、そこにおいて適切に差別の問題に対処できるよ ・ そうだんきかんどうし ・ きょうぎ ・ そうだん う相談機関同士が協議・相談できる仕組みが設けられています。条例によってこの まょうぎかいじたい そうだん う っ なに かいけつ む けんげん ふょ 協議会自体が相談を受け付け、何かしらの解決に向けた権限が付与されれば、既存の キーしき べっ どくじ ぶんそうかいけっきかん 組織とは別に、独自の紛争解決機関となり得ます。しかし法律の建前はあくまで相談 を受け付けるのは既存の相談機関であることを前提としたものであり、協議会自体は るができた。 紛争解決の仕組みとは言い難いものです。もっとも、そうであっても地域の権利擁護 を担っている障害者団体が、この構成メンバーとなるよう行政に働きかけることは ヒッシュシ 重要です。なおこの法律の施行により、以前に作られた条例との関係が問題となりま す。これに関しては法律より強い義務付けを行ったり、独自の救済の仕組みを持つな ざ、いわゆる上乗せ、横出し条例を許容するものであることが明らかにされています。 るんそうかいけつ しく ほう じゃくてん おぎな い み ほうりつ つよ じょうれい しゅつげん のぞ むしろ紛争解決の仕組みなど、法の弱点を補う意味で法律より強い条例の出現が望ま れているところです。



あんさー で 年 を 度 の 第 1 回 ぎ 月 か回 き が 日 っしまえ 援 協議 えん ちいず 協議 さべっかい はまう を 接 協議 会 の中に 設ける を が 自立 支援協議会の中に 設ける た が 相 になっていました。 ですが相 になっていました。ですが相 になっていく 一般 かられる か ところなので、 慎重に検討してもらいたいと思います。



田中 麻実

お花りなり、流く流く事務所での

mutal state of the property of the property

盤大にお花見会を終えることができました。

えどがわくぎかいぎいんせんきょまえ 江戸川区議会議員選挙前ということもあり、 りっこうほしゃ かたがた 立候補者の方々にもお越しいただきました。あり

がとうございました!

今年もたくさんのおいしい差し入れ、モナカグランプリによるゲーム、楽しいお花見会になりました!!!



が事務所にて開催されました。連日30℃を超える

もうしょびつづ あつ あつ ひ ことし おこな 猛暑日続きの暑い暑い日に今年も行われました。





夏祭り



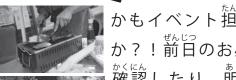
昨年から始まった企画「KAG総選挙(からあげ をうせんきょ 総選挙)」が開催されたり、毎年恒例のあみだクジ ゲームを行ったり、今回から業務用かき氷機が登場





したりと、STEPの でなりと、STEPの でなりに 関係者だけでなか加頂 を近所の方もで参加頂す き、楽しいひと時を過 でしました。

▲2015 年 10 月 17 日,今年もBBQが開催されました!!今年は なんと前日から雨模様…スタッフ、し



かもイベント担当に南男&雨安がいると か?!前日のお昼過ぎまで雨雲レーダーを 確認したり、明日はもしかしたら止むか

も!と期待をしたりしましたが、もし止んで も前日の雨で足場が泥だらけだ…といことも

あり、前日に事務所開催という決断をしまし た。大量に購入した炭…陽の目を見ることは

できなかったようです…。

事務所開催にも関わらず、遠くは福井県、 がくは端江、たくさんの方々にお越しいただ。 き、また差し入れをいただいたり、鉄板焼き だったけど楽しいBBQとなりました!! タいねん マピ サムクぴゃセ 来年は外で炭火焼できたらいいなぁ〜。







森田

. 2015 年 12 月 21 日、東部区民館にてクリスマス会を行いました。 今年のクリスマスはなんと最近ヤフーニュースに出ている 芸人あそどっぐさんがネタを披露して下さいました。あそどっぐさんは募

> えぬえいちゖー ぱんぐみ NHKの番組バリバラに出演中の芸人で、ユーチュ・ ブにネタをアップしたりして活動しています。 気になっ

た方はユーチューブで『あそどっぐ』と検索してみてください。 クリスマスパーティーは多くの方にお越しいただき、歌を歌っ たり踊ったりダンサナクセイバーがサンタクロースに扮して子供

たちにクリスマスプレゼントを配ったりと大盛り上がりでした。 毎年恒例のビンゴ大会も行われました。 皆さ





っちゃ みねかず

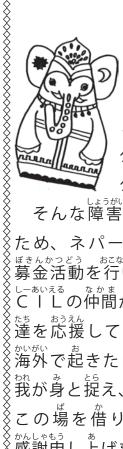
もしかして今年も!?嫌な予感をさせるそんな朝でした。実は、乾燥のお花見はあいにく天気が悪く、残念ながらの事務所での開催だったのです。も、もしかして・・・・。

が!しかし何とかお天気ももち、お花見らしく桜を見ながらの開催となりました。 お天気は快晴とはいかずやや肌寒い陽気の中でしたが、たくさんの参加者で賑わい楽 しいひと時を過ごすことができました。

普段はなかなか顔を合わせる機会がない方や、初めて参加する方も何人かいて交流をする良い場になったのではと思います。また遊びに来てくださいね!!



ネパール大地震障害者救援募金

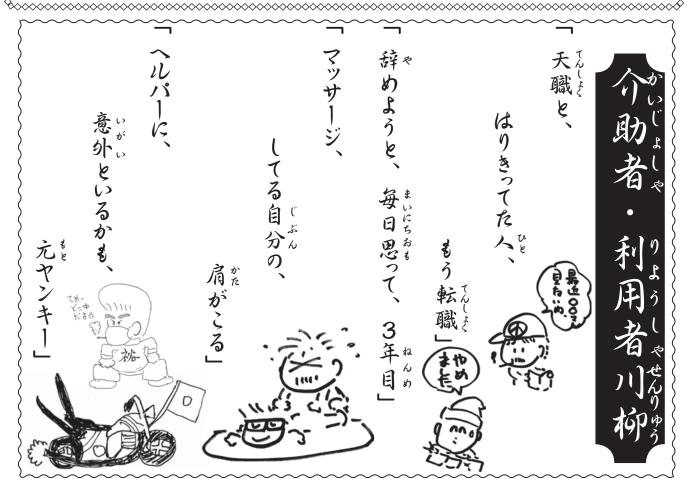


まるた きみえ 丸田 君枝

2015 年 4 月 25 日「ネパール大地震」が発生しました。ネパールには、 J = L (全国自立生活センター協議会)や全国のC = L (自立生活センター) の仲間と同じように活発でパワフルに活動している障害者リーダー達がたくさんいます。

この場を借りて、様々な形でご支援ご協力頂けた方々に がたしゃもう 感謝申し上げます。







せきぐち さとし 関口 悟

2015 年 5 月 30・31 日の両日、福島県郡山市の「ビッグパレットふくしま」で第 31 回 D P I (障害者インターナショナル) 日本会議全国会議が開催された。初日は D P I 日本会議総会で、東北新幹線で郡山駅に降り立って会場に向かう送迎バスに ゆる風景から、3.11 の惨事を直接思い起こさせるものは見つけられなかった。

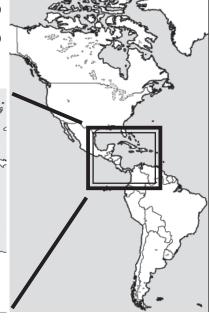
でも、会場の「ビッグパレットふくしま」に着いて、その一角で別の団体によるほしょう まんこうしょう まこな 補償金交渉が行われているのを見て「まだ震災の傷跡は癒えていないんだな」という 実感に襲われた。

こ日目に行われた全国集会の内容にも障害者権利条約の完全実施といった課題だけでなく、「原発事故と優生思想」、「避難と防災」といった分科会が設けられたりするなど、東日本大震災の被災地ならではの内容が盛り込まれていた。

また、コスタリカの自立生活センターからスタッフが来日し、センターを支援しているコーヒー会社が焙煎しているコーヒー豊の試飲を行い、このコーヒー豊を日本の自立生活センターが購入すると、その収益がすべてコスタリカの自立生活センターの

活動資金になることをアピールしていた。それが契機となって我がSTEPえどがわでもコスタリカのくだんの会社からコーヒー豆を購入して、コスタリカの障害者の自立を支援している。





全地。総会師個台

ひるかわ りょうこ 蛭川 涼子

2015 年 6 月 24 ~ 25 日:JIL 総会 in 仙台

世んだい かいさい 仏台で開催された、全国自立生活センター協議会 (JIL) の全国セミナー (総会) に、STEPからは 総勢8名 (…もっとかな?) で参加してきました。

私にとっては初めての全国セミナー。地域で暮らす でいっとしまうがいしゃ 重度障害者らが日本中から集う日。話したい人がたくさ んいました。ピアカンで知り合った仲間と近況を報告し あいたいし、生タンも食べなくちゃ。

24 日は、「風は生きよという」の上映会のあと、総合支援法3 なんでの見直しや障害者権利条約・差別解消法の最新の動き、訪問系サービスの国庫負担基準制度についてなどの情勢報告があり、翌 25日は、コスタリカの自立生活センター(CIL)から来日したゲストの活動紹介、ピアカンを使った差別や社会の抑圧との闘い方、たべつまたし、関する地域条例を作った地域の報告がありました。







えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

(笑)に、重度障害者の生き方を見せて引き込む。そして、自立生活センターは、色々な障害を持つ人たちが地域で生活していること、コミュニケーションが上手でない人も、感情の起伏がある人もいることを伝えて、彼らを支えてくれる人を増やしていく。自立生活センターのあり方のひとつだなぁと思いました。

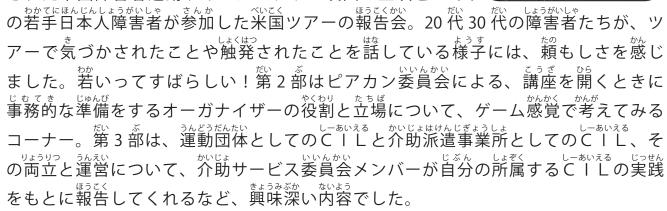
ピアカン仲間とも無事再会できました。牛タンも食べて、最後は笹かま買って、

ヒラロモ<Სムかんせん 東北新幹線ホームにダッシュして、車内でお疲れビール!

2015 年 12 月 14 日~ 16 日:JIL全国セミナー in 福岡

せんだい 仙台に続いて、天神駅からすぐのアクロス福岡で開催された $J \mid L$ の全国セミナーに 2 日間だけ参加してきました。 せんだい しなって、 2 人だけ! (涙)

セミナー初日、第1部はADA法 25 周年を記念して製作 ないこくしょうがいしゃうんどう された米国障害者運動ドキュメンタリー映画の上映と 24 人



け!」という具合…。

というわけで、2日曽の午前中に行った「差別事例の分類」は、 なかなか面白い時間だったのでもう少し詳しく報告したいと 思います。

一概に差別と言っても、色々な種類がある、なんて考えたことありますか?障害者差別禁止法の制定に長年取組んできた人たちは、なんと9種類もしくはそれ以上あると考えまし

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行



た(詳細は、5ページ参照)。このなかで、差別解消法が対象にしている事例の多くは直接的な差別です。つまり、明らかに障害を理由に「サービス」を提供しない行政または事業者だけを相手にすることができる…。「個人」からの暴言や態度などには、何の影響も及ぼせないようです。…そんなぁ。

「これは差別!」と判断したくなる事柄も、ハラスメント(嫌がらせ)や虐待と判断することになると解説

がありました。家族からの差別的言動はそれが日常的であれば虐待防止法で対応できる可能性があるけれど、そのときだけのものであれば、ただ障害者が傷ついて終わるしかないらしい・・・。どうしても許せなければ、名誉毀損で損害賠償を求めることはできるそうですが。

障害者差別解消法が魔法の法律ではないと分かっても、事例分類は、他のCILの たちと意見交換できたのは楽しい時間でした。皆、差別の分類をよく理解しているのに驚きましたし、いろいろと触発されました。

差別事例を挙げてくださいと、言われたとき、すぐには事例を思いつきません。それは、首分が差別というものに鈍感になっているから。なんとなく貧困すぎない生活を送るなかで、本当は残っている差別に自をつぶってしまっているから。だから改めて感じました。日本中の障害者が感じた差別を、もっと知ること、社会にはどんな差別があって、人はどんなことに傷つくのか。多くの事例を知ることで、差別行為に敬感になっていきたいし、この鈍いアンテナを鋭くしたい、と。

ちなみに、この事例分類の最中、私たち障害者は、実は個人、特に身内の言動に 意見のけられていることが多いね、と共感しあっていました。例えば冠婚葬祭に呼ばれない、将来の夢を自由に語らせてくれないなど、未だに「障害者あるある」です。 にようがいしゃ 障害者というだけで浮かび上がるネガティブな感覚。差別解消法はこの感覚を無くし

てくれる魔法の法律ではないけれど、社会と対話し協議する場を与えてくれます。この武器を覚むって社会を変えていけるのだろうか、人々の意識、感覚は変わっていくのだろうか。ああ、このままでは明るい文末にならない…!まずは差別に始感にならないことが大事!というところで締めくくりたいと思います。

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ す て っ ぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vo I.24 2016 年 7 月 刊行

C"

E

h

7"

(

M

1-0

あ る 脳っ 性が ま V の 女じょせい iの 詩し を紹介-

こしま す

詩

0

Ut

界が

大だけ タ 15 友達な 屋出 股表 未和 希

あ

15

1-

0)

()

は

FUE!

12

届と

ゎ゙゚

沈ず 7

h

7"

7

毛

に 通*

つ てく

, ます。

彼が

女が

. 送さ

つてく

れ

彼のじょ

は自立生活をすべ

<

戸書

1

回かい

Sŧ

Tτ

E٦

Pã

頂竹

歩る

1

15

私意意は 2 H 歩あ 15 7" 来 🏻 7 (M 7 き 1-LE ゎ゙゚ \ I 3

同部同部和指 (" 0) 時に時にペ 間心 期 Z 12 刻章 合あ ħ せ

> 日の何に FU to 12 v 12 7 は 過す 毛 7 あ 考机 _" I 15 す 之 1-張は中な Ġ 12 ル 7" E W 気き 15 送 持も (3 5 15

あ あ 5 あ 休事 1-15 15 15 憩け 1-<u>t-</u> 1-が れ" は 0) 15 #4 E 遠は ず Pf れげ ら、 E (12 7 私き 待ま 12 2 7 雑な れ" 中 あ 7 1= 15 W 7 1-7 7 ٤" (12 () (() 寄ょ 着 ま h 1) 0 (1-添芒 Ġ 7 ま う 7" 之 も 12 30

次ぎ

で本人より

ボランティア。 あなた」は障 きがいしゃ ヤ ンプで研修を重 ね た

として原宿 へが合い、 1 ズニーランド キャ P お 台場、 など 六本木、 色々遊びに 終ぉ カラオケや 行がき、

んだ時や不安 た詩です き会える 友がしん 互が

人と私た

4

M

4"

M

 \mathcal{O}

生

E

h

7"

v I

(

に

を

聞き

話に

関かんけい

に

な

れ

た

に

送さ

つ

歩あ

K L

E

追出

越= 12

7

0)

問ま

わ

Z

Ľ

F"

E

あ

1-1

7

が 悩^な

デ

O

時差

などは

お

5

ょ

7

2

寂さ

\ I

一な通う

7

7"

毛

(

方 ほう れ"

向う

れげ

緒は \ I

嬉りれ

\ I

15

行いも

C"

う

 \mathcal{O}

あ

W

ば

\ I 4

t="

気き

ンプが

わってからも

友 ゆうじん

合あ

見升

a

は

建坑

之

٤"

t-



3,996 円



1,904 円

^{すべ} 全てネットからの受注生産になります! 「尾股未希」で検索で注文!

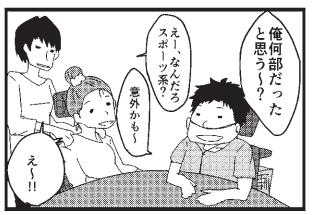
尾ぉ 股ぉ さん の 詩し

うところが私は心にツキンと来ました。 迫る感じがあります。 きないほど、 れる詩は、 の会報、 れからも紹介していきま~す しさに、少々ハマり気味。 つの間にかスピード 落ち着い いつ出るかわかりませんが 苦ゑ () たがいけん 激ば でも根底に広がる をあげて」とい 上記の詩が からは想像 せつなく (蛭がり) ŧ

()

九、なに書?

ワ化ド世3~??



















ひるかわ りょうこ 蛭川 涼子

昨年、2015 年 10 月 13 日、いきなりの会の一環として、端江駅周辺のトイレチェックを行いました。いきなりの会というのは、当事者スタッフによるヘルパー研修です。外出支援を行っている際、突然トイレに行きたい!と言われるのはまあよくあることでしょう。そんなとき、車いすで使える公衆トイレやお店のトイレを知っていたら安心ですよね!

10 箇所のトイレのチェック結果一覧をまとめました。端江駅周辺のトイレを頭に入れるチャンス!ぜひ緊急時用にご利用ください(笑)

ところで、改めて、どのトイレも一長一短と感じる結果でした。 うれば、広さは ところで、改めて、どのトイレも一長一短と感じる結果でした。 うれば、広さは 十分なのに、トイレットペーパーの高さが異常に高い場所に設置されていたり、量い

| 扉があったり、かけづらい鍵があったり | | …。なぜ?!

鍵は手動のレバー式が多かったですが、 管さんは手動と自動はどちらがお好きで すか?自動もタイプによっては使いづら いものです。

である。 使器さえあれば、十分だ!と考えるか、 改善を要望していくか、どちらにしましょ うか(笑)

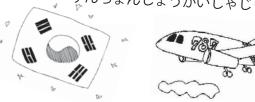
あ、区が管理しているトイレは、ペーパー がないので、外出時のペーパーは必須ア イテムにした方がいいですよ! aずぇぇきじゅうへん 端江駅周辺のトイレ!

ペーパーない、まあまあきれい。鍵は軽いが、少し使 みずえちゅうおうこうえん **瑞江中央公園** 入口幅 開閉(鍵) 手動 いづらい 88cm 入口前にカウンターが!(どかして貰わないと入れない) たい じゅうぶん ひろ かいてん トイレ内は十分な広さで回転しやすいが、洗面台が小さく A O K I (2) 開閉(鍵) 手動 入口幅 77cm て使いづらい。総じてきれいなトイレ できる にゅうぶん 広さは十分あるけれど、洗浄がセンサー式のため、使いづ (3) 江戸沢(ちゃんこ) らかった。鍵も手に障害があると掴みづらいタイプ。 開閉(鍵)手動 入口幅 $85 \sim 86 cm$ 入口狭め。ペーパーはなく、やや汚い。でも男性用便器に (4) 東部フレン 「手すりがあるのが足腰が弱い人にはいいらしいです。 入口幅 85 ∼ 86cm 開閉(鍵) 手動 扉が重い!鍵もすべってしまって閉めづらい。大型の (5) 東部フレンドホール 電動車いすにとっては狭い。 入口幅 開閉(鍵)手動 $85 \sim 86 cm$

aずぇえきじゅうへん 端江駅周辺のトイレ!

みずええき 背もたれがあり。トイレットペーパーの位置が高い? (6) 入口幅 開閉(鍵) 自動 カーテンレールあるもカーテンなし。 88cm いっけんひろ 一見広いが、細長い造りで、介助で回転しようとすると厳 (7)しい。洗面台も肘掛付があると当たって入れない。 入口幅 108cm 開閉(鍵)手動 6. <u>端江駅前トイレ</u> (8) 入口の鍵が壊れていた!便器横の洗浄ボタンも壊れていて、 へんきじょう 便器上のボタンを使うがものすごく硬い!ペーパーはあり。 入口幅 87cm 開閉(鍵)手動 でんざ カラ ちゅうい いりぐち ひろ はい 伊座が割れているのでご注意!入口は広くて入りやすいけ (9) 100 均フレッツ れど、ご覧の通り汚い。ほうきやモップもやや邪魔。 入口幅 開閉(鍵)手動 90cm 音声案内が扉の近くに行くと始まるが、点字ブロックなど 番外 のトイレまでの誘導がない。入口手前の傾斜がきつい。扉 入口幅 97cm 開閉(鍵) 手動 が重い

2015 会社な明일자司생활센터 10本月





なかそね ともあき 中曽根 知明

昨年 11 月 26 日から 30 日まで土屋さんと 井家上さんと介助者の計 4 名で韓国の順天とソウルに行ってきました。今回の目的は、会報でもた びたび紹介され S T E P と姉妹 C I L であります 順天 I L センターが設立 10 周年記念パーティー



必要性を感じました。ソウルでは地下鉄も何路線か利用しましたが、ホームと電車の段差もなくホームドアもあり、また隙間も狭いので駅員さんを呼んでスロープを出してもらう必要もなく車椅子でも使いやすかったです。(土屋さんがホームドア







に挟まれましたが!!)

すれたえた。 されたこのでは、 ともありおいただだも、 をきないないでは、 なからないでは、 なからないでは、 なからないでは、 なからないでは、 なからないでは、 なかがらないでは、 なががらないでは、 ながらいでは、 ながでももいでは、 ながでももいでは、 ながでもないでは、 ないは、 ないのでは、 ないのでは







てあっ かんげい 手厚い歓迎をして頂きました。



ほしいということで土屋さんが代表して参加し、インターネットラジオやテレビ局も来ており大々的に行われました。順天の地域は大都市ではないこともあり、障害者が旅行することは不便を感じており、施設に対する支援や実態把握も不足している状況とのことで

す。昨年代表のキムさんを始め障害当事者が関西地方の観光地を視察したことを話されていましたが、日本のことをべた褒めしていたことが印象的で、大阪城にエレベーターが付いていたり、清水寺に車橋デルートが表示されていたりと、とにかく褒めていました。確かにバリアフリー新法が制定されてから一層バリアフリーが進んだと言われておりますが、視察はいいところを見ているだけであり地方都市ではまだまだ進んでいるとはいえない状況であり、これは日本・韓国と共に都市と地方の経済格を地元行政の方の入れ方による地域間格差があることを改めて知らされました。また、10周年式典では知事や国会議員の方が多く参加され、後渡るやボランティアさんの表彰式や地元の大学のダンスによる祝賀公演や、STEPからもビデオレターを放映するなど盛大に開催され楽しませて頂きました。どの様な形でもいいので、

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ す て っ ぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

障害当事者・行政・一般市民が一体となり建設的な議論が行われることによって、誰もがより暮らしやすい社会が作られると、今回の式典に参加して発見できたことと、



韓国の当事者パワーも感じられました。

翌日は順天市から山を越えて民俗村という 数光できない。 観光地に行ってきました。 民俗村は昔な がらの韓国の村をそのまま活かした場所です

が、実際に住民が住んでおり耕運機が走っていたり、中には民泊を行っていて郷土料理を

た食べたり出来るそうです。ただ道がガタガタで車椅子ユーザーにとっては不便さを感

あっという間に終わってしまった滞在でしたが、食事や観光などいろいろと準備をして頂き、センターの方々には感謝しきれないぐらいお世話になりました。今後とも交流を深めていき











まどう てんじ 歩道と点字ブロックのど真ん中に駐車!



日本のエスカルより倍以上遅くイライラ。



韓国のエスカレーターは、車イスで使えず・・



えどがゎく 江戸川区ボランティアフェスティバル

ナクセイバームジ



やぁ!みんな!ダンサナクセイバーだよ!
2015 年 7 月 12 日にボランティアフェスティバルがあったんだ。色々なボランティア団体の人達が集まり、ブースでの活動紹介やフリーマーケットでの販売、ステージではショーを

やっていたりとても楽しいお祭りだったよ。

でも「誰もが住みやすいインクルーシブな街にしたい」というみんなの想いが僕の ***** 力になってなんとかバリバリアンに勝てたよ!

これからも誰もが住みやすいインクルーシブな街に変えていけるように皆で力を合わせよう!!

まくらさい 土竜祭 大瀧 涼子

2015年7月26日、もぐらの家の土竜祭に参加しました。STEPはバザー出店です。 ちょう できまい 大き できまい をかかしました。STEPはバザー出店です。 今年はとっても暑い夏でした。が、安心してください!土竜祭は室内での出店なので快適なんですよ。

ステージスペースではバンドや和太鼓など見どころも沢山。伝統のスイカ早食い まょうそう だいこうひょう 競争は大好評で今年は女性に小さな子どもも参加していました。スイカ好きなら たくさんた 沢山食べられるこの競技、要チェックです。こちらのお祭り、例年大盛況ですが今年

は他のお祭りとかぶってしまったようで、人が少なく感じました。来年はもっとたくさんの人が参加しますように。ぜひ皆さんも遊びに行ってみてください。最後まで残るといいことあるかも?!楽しいお祭りでした!



しゅくとくだいがくがくえんさいね徳大学学園祭



もりた なお 森田 直

毎年、特別講義の講師を依頼されていることもあり、繋がりがある しゅくとくだいがく 淑徳大学。

今回 (2015 年 10 月 31 日) も学園祭に 行ってきました! 本格的な関西風う どんを作りたい、食べてもらいたい!

ていうことで麺は製麺所から、出汁は取り寄せで、関西風うどん店を出店しました。

できたしてきょねん の ぱんたいてき にんずう すく 今年は去年より全体的に人数が少ないらしいと聞いていて心配で したが、 無事完売!!

ライバル店のうどんを食べている人が店の前を通り過ぎる時に『失敗した』と聞くことが出来ました!時折吹く強風は寒かったですが、宇宙海賊ゴージャス(芸人)が見られてよかったです。

よかったら来年皆さんもで一緒に参加しませんか?



せいとくだいがくがくえんさい 成徳大学学園祭

島田悠

2015 年 11 月 1 日、STEPの介助者の一人が実行委員をやっているということでお誘いを受け、初めて成徳大学の学祭に参加しました!そこでは、初めての試みである「介助体験」というものをやりました。

車椅子体験、食事介助体験、お絵かき伝言体験という三つの体験を通して、「車椅子で生活していると、まだまだ不便なことがたくさんあるんだ」ということや、「介助者にやってほしいこと、思っていることを伝えることはこんなにも難しいんだ」ということを感じてもらえたと思います。

少しでも障害者の自立生活というものがどんなものなのかを知ってもらい、興味を持つ 人が増えてくれるよう、こういう活動を大切にしていきたいと思いました。新たな繋がりに感謝です!



Challenge 中学生の職場体験 Challenge 中学生の職場体験 The Dream

2016年1月25日~29日

みずえさんちゅう瑞江三中



チャレンジ・ザ・ドリームで、介助の仕事で不安でしたが、職員の方々が丁寧に仕事内容を教えてくれたので、たくさんの経験を身に着けることができました。

車椅子に一人で乗って、段差を上がる練習をして、 電椅子のまま電車に乗り、船堀まで行く体験もありました。車椅子のパーツを覚えたり、押して階段の のがでした。車椅子のパーツを覚えたり、押して階段の のがでしたがりがいたがいた。 あり、とても楽しかったです。

やまだ ともひろ 山田 智博

このチャレンジ・ザ・ドリームで 学ばせてもらったこ とはたくさんあります。

その中のひとつは、車椅子体験です。車椅子体験では、 ^{fold} 利用者さん側とヘルパーさん側で二つの体験をさせても



らいました。乗っているときと押しているときの両方でわかったことは、普段の生活の中であまり感じないほんの少しの段差やでこぼこした道も車椅子では大変だということをこの体験で教わることができました。



この五日間、STEPえどがわのみなさんに貴重な体験、そしてお話をしてくださり本当にありがとうございました。

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行



фſ

かみやま たける 神山 健

チャレンジ・ザ・ドリームで、初めて介的の仕事を体験させてもらいました。最初はうまくやれるか不安でしたが、職員の方が優しく教えてくれたのですぐになれました。事椅子に乗って出かける体験をできたのはとても良かったと思います。障害者の方の家に

訪問して、いろいろな気持ちや願いが聞けました。これからこの国が障害者の方の 気持ちや願いに応えられるようになっていければいいなと思いました。

ましだ けんと
古田 堅人

この、5 日間のチャレンジ・ザ・ドリームで S T E P えどか わの職場体験をしました。

まてころとがわでの貴重な体験をして本当によかったと思います。車イスに乗って体験をした時はちょっとした段差でも体が前に行ってしまい、車イスに乗っている人はこんなに大変だと感じました。これからは、体が不自由な方を助けていきたいと思います。



まだ、自分は福祉・介護をできる歳ではないですけど大人になったら、体が不自由ながたの介護をしたいです。

この5日間STEPえどがわでの職場体験をして本当に良かったと思います。

チャレンジ・ザ・ドリームとは?

中学生の職場体験のことをそう言う。この職場体験は江戸川区の中学校で実施されているもので、2年生が対象になっています。実際に区内の事業所に行って職場・職業体験をするというものです。農業、販売、サービス、教育・保育、福祉など区内の様々な業種・職種の事業所が受け入れ事業所として登録していて、その中にSTEPえどがわも登録しています。

生徒たちは、希望の職種などで体験する事業所へ行くそうです。

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ す て っ ぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行



かのう なおき 加納 直椋

まて言うえどがわにチャレンジ・ザ・ドリームとしていくことが決まり緊張していました。しかし、いざ来てみると職場の皆さんはいから優しいがばかりで安心しました。ガイドヘルプの研修として車椅子で船堀まで行っ

てみると、普段感じない細かい段差でも揺れたり、ホームや歩道など至るところが 対面になっているということを学ぶことができました。そしてこれまでの障害者に対 しての見る首を大きく変えることができました。

なかむら かいと中村 海斗

介助の仕事は初めてやりました。最初はどんな事をするんだれるうと思っていました。たくさんお話を聞きました。お話を聞いていると今まで気づいていなかったことがたくさんありました。日本をバリアフリーの国にしていって欲しいです。いろんな所でまだバリアフリーではないので増えていったらいいなとのませいました。障害の人達が安全に差別なく生活しやすい環境に

していって欲しいです。この貴重な体験を活かしていきたいです。



えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

2016年2月3日~9日

はるえちゅう春江中

やまだりょう

今まで介護という言葉は聞いたことはありました。でしたが、このチャレンジ・ザ・ドリー



ムで、この \S T E P えどがわに来て聞いたのは介助でした。言葉の通り、介護は護る。介助は助ける。というのがよく分かりました。自分は車いすに乗るのは初めてでした。実際に車いすに乗ってみましたが、本当に小さなコンクリートの道でも体にはものすごい振動になりました。押す方もとても気を使って大変でした。

今回の体験はいろいろなことができて、とてもいい体験になりました。



ひろいみなと広井 港

介助の仕事はやったことがなく、最初はすごく 不安でしたが、チャレンジ・ザ・ドリーム 1 日曽からすごい温かくむかえていただいてとても楽しく、

説明やわからないことも優しく丁寧に教えてくださり、とても勉強になりました。

車椅子の部品の名前や、端江から船堀まで行く苦労を押す側と乗る側で体験しました。その中で驚いたことは、階段の上り下りの大変さです。運ぶ側も大変ですが、乗る側は人がいなかったらその場で人に声をかけ手伝ってもらうことです。僕だと不安でなかなかできないと思いました。その他にも、コミュニケーションを伝える大変さなど実際に体験をやってみてわかることがたくさんありました。

この体験を通して、障害を持つ方が当たり前に生活できるように、できることは 協力しようと思いました。



岩田 勇人

今回の職場体験で車いす体験をして、すごくやりがいがあったと思いました。車いすを押したり、車いすに乗ったりして気づいたことがたくさんありました。ちょっとした砂地でもすごい振動がくるとい

うことや、電車などに乗るのに時間がかかるということがわかりました。今までふつうに見ていた車いすの方はすごく大変なのだと気付けて、いい体験になりました。



しゃかいもんだい ね おな しょうがいしゃだんたい げんぱつもんだい と あ 社会問題の根つこは同じ!障害者団体が原発問題を取り上げる! またく こえ せんたく アとびと ナナメの運動プロジェクト「小さき声のカノン―選択する人々」 じょうえいかい ほうこく ねん がつ みっか 上映会&トークライブ報告 2016年3月3日

ひるかわ りょうこ 蛭川 涼子

「うそでしょ・・・!」2016 年 4 月 14 日、16 日、まさかの熊本地震!

2011年3月7日、STEPOのナナメの運動プロジェクトは原発問題を取り上げた「ミツバチの羽音と地球の回転」の上映会を開催し、その4日後、東日本大震災が起こりました。5年目にあたる今年、同じく原発問題を取り上げた「小さき声のカノン」の上映会を行うに当たって、トークゲストも5年前と同じ鎌仲ひとみ監督とイラク支援ボランティアの高遠菜穂子さんにお願いをしました。パワフルな女性二人が繰り

でした。途中、ふと「5年前と同じメンバーで集まっちゃって。何も起こらないといいわね!」というような発言が。会場の全員が「ないない」と思っていたと思いますが・・・ひと月経ってまさか再び震度7の地震が起こるなんて!



かまなかかんとく ひだり たかとお 鎌仲監督(左)と高遠さん

地震と家屋倒壊が続き、被害拡大が報道される中、熊本の仲間たちの様子も次第に分かってきて、いてもたってもいられず募金活動をしました。やっぱり原発も心配になりました。今回の地震の範囲内にある原発は3つ。すべて「異常なし」と言われてもなんとなく信用できない・・・。原発を容認する人は、地震が起こる度に不安にならないのでしょうか。どうして政府を信用できるのでしょう・・・・。



会場はこんな感じでした。文字通訳のスクリーンに手話通訳、手前は車いす席。

から 60 代以上までの関心の強い人たちが来場してくださいました。たくさんの方が にようえいかい 上映会をやってよかったと思える感想を残してくださって、短期間で準備した疲れも ふっとびました。その感想のいくつかをご紹介して、報告としたいと思います。

- ○本音、マスコミの裏話が聞けてよかった。今後も原発再稼動で心配しています。撮り続けてください。情報が隠蔽される国なので。(60代・女性)
- ○普段目を通すマスメディアの報道では知ることのできない現地で暮らす人々のリアルな声が聞けてとても勉強になりました。チェルノブイリとの比較もあって、より深く原発の問題のことを考えるきっかけになりました。(20代・女性)
- 〇被爆しながら、ドキュメンタリー映画を撮って頂く事で、我々も現状を知ることができます。もっと多くの人に見てほしいと思いました。(30代・男性)
- ○福島のハハレンジャーたちの声が聞けてよかったです。保養の意味もわかりました。いろんな人に伝えます。トーク、とてもよかったです。(60代・女性)
- ○福島で原発事故があったことだけが報道されていて、その後復興に向かっていると 想っていたので、現状を知って恐くなりました。(20代・女性)
- ○福島原発事故から 5 年が経ち、あの時の恐怖や怒りを私は忘れかけていました。 最近はマスコミでも認知症や介護の問題ばかり取り上げていますが、やはり子ども



ないが 本や映画パンフを買った人へは直筆サインの特典!

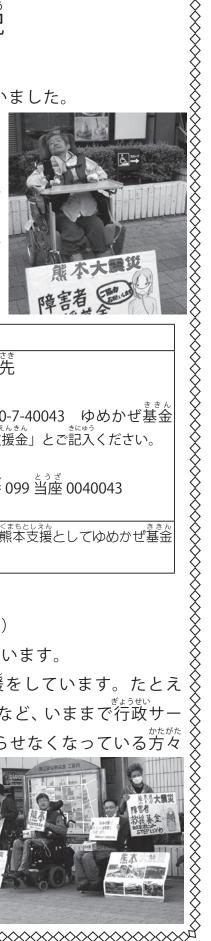
たちを守ることが私たち大人の最大の 貴任(役割)だと思いました。自分に できることを見つけて、実行していき たいと思います。(40代・女性)

現在も各地で自主上映会が行われています。 興味がわいた方はぜひそちらでご覧下さい。

ぼきん 募金 しえんじょうきょう ・支援状況 くまもとじしん 熊本地震

4/19、5/10、5/20 と、これまで 3 回瑞江駅前で募金活動を行いました。

^{ða}多くの皆様のご厚意が集まりました。 総額16万5629円。 すてっぷ STEPえどがわは、全国自立生活 ができまん。けっせい くまもとじしんしょうがいしゃきゅうえんほんぶ つう ト・ゆめ風基金が結成した熊本地震障害者救援本部を通 ひさいちしょうがいしゃ 被災地障害者センターくまもと」の活動を後方から じむしょ 事務所で受付けている他、 支援します。 _{ちょくせつ ぽきん} うけっ 直接の募金も受付けています。



ふりこみさき 振込先

せいうしょっかいしゃ 被災地障害者センターくまもと

ゆめかぜ基金の振込先

【口座番号(普通預金)】6396779

【口座名義】

被災地障害者センターくまもと

だいひょう くらたてつや 代表 倉田哲也

※通信欄に「熊本地震支援金」とご記入ください。

○ゆうちょ銀行 店番 099 当座 0040043 ユメ カゼ キキン

に振り込まれた支援金等も被災地障害者センターくまもとに送金されます。

ʊธบรบรวชบบล 被災地障害者センターくまもとの活動状況

(熊本へ支援に行った東京のCILのスタッフの報告より抜粋)

では変わらず人が不足しています。 センターくまもと」

いま、ぎょうせい 今は行政からの支援の届いてない障害者の掘り起こしや支援をしています。たとえ まてき せいしん かたがた ひとりぐ ろうじん しょうがいしゃ せたい ば、知的・精神の方々の1人暮らしや老人と障害者のみの世帯など、いままで行政サ ビスを使っていない方が多く、地震で生活環境が激変して暮らせなくなっている方

が探せば探すほど見つかる状態です。 まだま た数ヶ月から年単位の人材支援が必要と予想 されます。

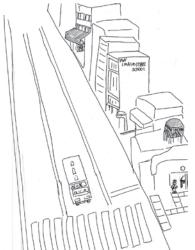
まもとじしん しえん さいしんじょうほう 熊本地震の支援の最新情報は、「ゆめ風基金」 のブログをご覧下さい。

http://yumekaze.in.coocan.jp



かっゃ みつのぶ 勝矢 光信

^{みずえ}の街:



街頭活動などソフトな活動も欠かせない。対話のある社会、日光のように温かな自配りのある社会、端江は理想の街になりつつある。27歳の時バークレーに上した見てから 41年。日本もやさしい街がうまれつつある。端江は、今後、「理想の街づくり」の実験場になる。歴史を変えていく。1人1人の行動が試されている。これからが大事だと思う。

シャルロッテの絵手紙 ガス室に消えたユダヤ人画家:(宣伝です)

日本では全く知られていないが、ナチスに殺された画家、シャルロッテ・ソロモンは26歳でアウシュビッツ強制収容所に送られ、短い生涯を終えた。友に類けた多数の絵画。その一部を、オランダのシャルロッテ財団から許可を受けて、絵本となった。戦後70年。読んでほしいと思う。



えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 V o l.24 2016 年 7 月 刊行

2 種類の人種:

どうやらこの世には、2種類の人種がいて、口を出す人と、手をさしのべる人に分けられる。歩行が困難な人に、どなる人と、席を譲る人。車イスをジャマだという人と、押してあげましょうかとかってでる人。夫婦でも、極端に2種に分かれる。長く

幸せでいたいと望むなら、常に周囲に、相手に「手を差し伸べよう」と心がけて生きたほが、絶対に良い。わずかの差であるが、長く生きると大きな差となる。思いやりとか、親切は、人の弱さを当然の概念として包み込む力であり、幸せの原点である。



じゅうかんぼうしりょうかん 重監房資料館:

草津の国立ハンセン病施設「栗生楽泉園」の共同墓地の隣に、「重監房資料館」が開館した。詳しくはHPで見られる。国家・政治は幸福を求めて最大限に努力していても「過ち」を生むことがある。我々は、「資の遺産」を直視し、未来へ継承する義務がある。人を犬・猫のように扱った「重監房室」実物大の再現は、犬小屋にも劣る過酷なものだったと、見て感じるであろう。なかなか知られていないが、草津に行ったら立ち寄ってほしいと思う。

福祉機器・介護用品・住宅改造のお問合わせはお気軽に当店まで! 自社工場完備で修理・改造がすぐ!

— 福祉機器のトータルプランナー —

有限会社パムック



江戸川区南篠崎町 2-16-2 第 2 相栄ビル 3 F (レンタル車いす・車いす保険も取扱っております)

TEL03(5666)4801|FAX03(5666)4802

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行



せいしゃいん かせひろき 正社員 加瀬弘樹

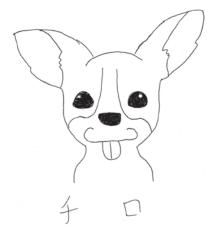
ではいる。 でする。 でする。 でする。 をはいれば、 でする。 をはいれば、 でする。 をでする。 でする。 でする



ました。「悩むよりもまず行動してみる」がモットーで、やる気と体力には自信があります。あと性格の明るさにも。(笑)

ちなみにチワワも飼っています!犬好きです!

まだまだ知らない事ばかりなので色々教えて頂きたいですしたくさんおしゃべりしたいです。これからも明るく元気に頑張りますので皆さまどうぞよろしくお願いいたします。





はいぶかっとう まてっぷ しゅさい さんか かっとう 【内部活動:STEP が主催・参加した活動】

2015 年

4/04 STE o子お花見 STEP 事務所(雨天のため)

4/10 STE っ こ バザー

4/25 いきなりの会 by 丸田

「当事者の出生から現在までの経験談」

5/08 STE っ子バザー

5/27 STEP 洗脳道場

じる ている しーあいえる でいーぴーあい じぇいでいえふ なに「JIL・TIL・CIL・DPI・JDFって何?」

「外部活動:外で活動してきたこと」

2015 年

4/06 DPI・BF部会初パラ PT (今村・土屋)

4/08 厚労省福祉サービスの在り方 W T 傍聴

 なでやじょうれいしてうきねん

 4/11 名古屋条例施行記念パレート

・ダンサナクセイバー要請あり

4/13 TIL 役員会 (今村)

こうろうしょうそうごうしえんほうみなお ゎーきんぐぐるーぶぼうちょう4/15 厚労省総合支援法見直し W G 傍聴

4/24 JDF 東京事務局会議 (今村)

4/25 JICA 行政官交通研修 講師派遣 (土屋)

5/07 自民党 UD 議連 B F 視察(今村・土屋)

5/19 江相連定例会 (蛭川)

5/11 エコモ財団会議 (土屋)

5/13 日野自動車リフトバス試乗会 in 筑波

(今村・土屋)

5/27 江戸川北法人会総会(蛭川・森田)

でいーぴーあい ぱりあふりー ぶかい ろろじぇくとちーむ っちゃ DPI・BF部会オリパラ PT (土屋)

 $5/30 \sim 31~D~P~I~$ 総会&全国集会 in 郡山

いまむら せきぐち (今村・関口)

6/15 いきなりの会 by 良元

「当事者の出生から現在までの経験談」

 すてっぷ せんのうどうじょう
 そうごうしえんほう

 6/16 STEP 洗脳道場「総合支援法①サービス体系」

6/02 社保審ヒアリング (JIL・DPI) 今村発言

6/09 南篠崎支部法人会勉強会 (蛭川)

6/12 政策委員会 W S 傍聴(蛭川)

6/14 ~ 16 ADA ツアー事前合宿 (今村)

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O 法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vo I.24 2016 年 7 月 刊行

6/17 ネパール地震募金活動

6/19 いきなりの会 by 高橋

「当事者の出生から現在までの経験談」

6/27、28 重度訪問介護従事者養成研修

6/29 STFP 洗脳道場

6/29 STEP 総会

6/29 ネパール地震募金活動 2

7/14 3 号研修

7/12 江戸川区ボラフェス参加(ダンサナクセイバー劇場)

 7/13
 STEP 洗脳道場「所得保障について」

7/25 いきなりの会 by 関口

「当事者の出生から現在までの経験談」

7/26 もぐら祭 参加

6/16 江戸川区計画相談連絡会(蛭川)

6/16 国交省研修打ち合わせ (十屋)

6/17 BFリーダー養成研修実行委員会(土屋)

6/24 ~ 26 JL 総会 in 仙台

(今村・丸田・中曽根・関口・蛭川)

そうでうしえんほう みなお どうこう ばりあふりー ようせいけんしゅうじっこういいんかい っちゃ 「総合支援法 ②見直しの動向」 6/30 BFリーダー養成研修実行委員会(土屋)

7/11 さんしょうがいフォーラム会議 (丸田)

7/14 DP | オリパラ:アクセシビリティー

さぎょうぶかい こうくう いまむら つちゃ 作業部会 航空 (今村・土屋)

7/15 DP I オリパラ:アクセシビリティー

できょうぶかい じょうほうはっしん ひょうしき まるた作業部会 情報発信・標識(丸田)

7/15 国交省研修 講師派遣 (十屋)

7/16 江戸川区障害者自立支援協議会 傍聴

(蛭川)

7/22 DPI・BF部会 (今村・土屋)

7/22 DPI・BF部会オリパラPT

(今村・土屋・丸田)

7/24 ~ 8/9 ADA ツアー参加 (今村)

7/29 BFリーダー養成研修実行委員会(土屋)

8/08 STE っ子夏祭り

8/14 STE っ^て フェバザー

8/17 ヘルパー研修「虐待防止法について」

まべつかいしょうほう しゃかい 差別解消法:社会モデルを理解する」

8/28 いきなりの会 by 中曽根「電動車いす体験」

8/04 日本産科婦人科学会(丸田)

8/5、13、19、25 B F リーダー 春成研修実行委員会

っちゃ (土屋)

8/18 江相連定例会 (蛭川)

8/19 川 事務局会議 (今村)

8/26 江戸川区バリアフリーマップ会議 (土屋)

8/31 内閣府 政策委員会傍聴(今村)

9/08 いきなりの会 by 今村「ADA ツアー報告」

9/12 ピア・カウンセリングセミナー

9/11 STF っ^て インディー

9/19、20 重度訪問介護従事者養成研修

9/29 江戸川区議会本会議傍聴(蛭川)

9/30 ~ 10/1 BFリーダー養成研修前期

なかそね せきぐち うんえいがわ つちゃ (中曽根・関口、運営側に十屋)

えぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつ かんこう N P O法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

10/07 STEP 知的 P T 講師: 闘部耕典さん 10/01 自民党・公明党ヒアリング 「知的障害者の自立生活」 まざつかいしょうほうたいおうようりょう ししん いまむら 「差別解消法対応要領・指針」(今村) 10/02 静岡県現任研修へ講師派遣(今村) 10/09 ŠTE っ これボー 10/13 いきなりの会 by 良元・蛭川 10/13 川 研修啓発委員会 (今村) 10/14 救援本部提言チーム会議 (今村) 「トイレ事情チェック端江編」 10/17 STE っそ BBQ STEP 事務所 (雨天のため) 10/14 交通サポートマネージャ一研修打合せ(土屋) 10/17 ~ 18 DPI常任委員会(今村) 10/27 STEP 洗脳道場 そうでうしえんほう 「総合支援法について~STEPの解釈~」 10/20 DPI・BF部会オリパラ P T 10/31 淑徳大学 学園祭 参加 (うどん店) (今村・土屋・丸田) 10/26、27 交通サポートマネージャー研修(土屋・今村) 10/29 大行動 (関口) 11/01 成徳大学 学園祭 参加 11/11、12 川関東ブロック研修会(蛭川) (事椅子体験・食事介助体験) 11/18 ILP リーダーズ (丸田) 11/16 いきなりの会 by 土屋 えどがわくしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかいぼうちょう 11/20 江戸川区障害者自立支援協議会傍聴

11/19 ヘルパー研修会 11/25 ~ 26 JL 政策委員会合宿 (今村) にようぼうしょ かた まね きんきゅうじ たいおうほうほう まな 「消防署の方を招き、緊急時の対応方法を学ぶ」 11/27 ~ スンチョン CIL10 周年式典のため訪韓

11/24 ~ 26 STEP ピア・カウンセリング集中講座 (土屋・中曽根) 11/28、29 DPI 障害者政策討論集会

11/28、29 DPI障害者政策討論集会 (今村・蛭川)

12/14 いきなりの会 by 丸田 12/2、4 淑徳大学 講師派遣 (丸田・土屋) 「ピア・カウンセリングについて学び体験する」 12/2 ~ 5 DP I 韓国訪問 (今村)

12/18 STEP 洗脳道場 12/14~16 JIL 全国セミナー in 博多(今村・蛭川)

「総合支援法について〜 STEP の解釈〜」 12/24 DPI・BF部会オリパラPT

12/21 STEP クリスマスパーティー (今村・土屋)

12/26 ~ 27 重度訪問介護従事者養成研修 12/28 仕事納め 12/28 什事納め

「海外のバリアフリーについて」

 2016 年
 2016 年

 1/04 仕事始め
 1/04 仕事始め

1/08 STE っ子バザー 1/20 DP I・BFリーダー養成研修後期

(中曽根・関口、運営側に土屋)

(蛭川)

ネぬぴーおーほうじん じりつせいかつ すてっぷ かいほう ぼりゅーむ ねん がつかんこう NPO法人 自立生活センターSTEPえどがわ会報 Vol.24 2016 年 7 月 刊行

2/3~9 チャレンジザドリーム(職場体験)

はるえちゅうだんし にんうけいれ 春江中男子3人受入

2/8 ~ 10 ダスキン・アジア障害者リーダー研修生 2 名 (カンボジア、パキスタン) 受入

2/09 いきなりの会スペシャル1「調理 | L」

2/10 いきなりの会スペシャル 2

「研修生出身国の障害者事情紹介」

2/12 ナナメの運動プロジェクト事前学習会

2/12 STE っ ヹ バザー

3/03 ナナメの運動プロジェクト 「小さき声のカノン〜選択する人々」上映会

3/08 いきなりの会 by 関口「調理指示」

3/11 STE っ ヹ バザー

3/31 障害者差別解消法施行祝賀パレード

いんとうきょう in 東京

4/02 STE o子お花見 春江の森公園

4/08 STE っ^そバザー

4/12 STEP 洗脳道場

です。 講師:山内和彦さん「区議会について」

4/19 熊本地震 街頭募金活動

4/23~24 重度訪問介護従事者養成研修

4/25 いきなりの会 by 土屋「防災を考える」

5/06 熊本地震 街頭募金活動

5/13 ŠTE っ ネバザー

5/19 熊本地震 街頭募金活動

2/05 江戸川区障害者自立支援協議会傍聴(蛭川)

2/05 人権の集い 講師派遣 (今村)

2/27 ~ 28 DPI常任委員会(今村)

 ている うんえいかいぎ いまむら

 2/29 TIL 運営会議 (今村)

3/01 川 常任委員会 (今村)

3/08 NGO ガイドライン P T (今村)

3/17 ~ 22 DP I 世界大会:カイロ (今村)

3/26 ~ 27 ゆめ風基金シンポジウム in 新大阪 (今村)

3/27 障害者差別解消法施行祝賀パレード

in 名古屋(今村)

4/05 DPI・BF部会オリパラ P T

&バスタ新宿視察(今村、土屋)

4/08 JIL 事務局会議 (今村)

 4/15
 JDF 条約推進委員会 (今村)

4/15 区議会福祉健康委員会傍聴(蛭川)

4/16 ~ 17 DPI常任委員会 (今村)

4/19 江相連定例会 (蛭川)

4/28 さべかいパレード in 大阪 (今村)

 4/30
 DPI幹事会(今村)

5/09 区議会福祉健康委員会傍聴(蛭川)

5/20 川 事務局会議 (今村)

5/23 DPI-AP (今村)

えどがわくけいかくそうだん けんしゅう ひるかわ 5/24 江戸川区計画相談・研修(蛭川)

5/25 大行動世話人会議 (今村)

5/27 日本財団防災会議(今村)

会員募集

s T E P えどがわは、s T E P ポリシーとs T E P 訓の下、障害者 t の自立生活に係わる様々な問題に取り組み、ひいては地域に根ざした 社会貢献団体になることを目指しています。

せいかいいん せいかいいん とうほうじん ていかん きだ そうかい きんか 正会員 (正会員は、当法人の定款に定めた総会に参加できます)

- ・登録料 5,000 円 (入会時のみ)
- 会費 5,000 円/年

サポーター会員 (賛助会員)

- ・個人 1 口 3,000 円 年 (1 口以上)
- * 団体・法人 1 口 10,000 円 / 年 (1 口以上)

会員には、当法人の刊行物、イベント案内チラシ等を送付致します。

会費納入先

<郵便振替> 自立生活センターステップえどがわ No.00110-0-579238

まんこっとっとっていびえいりかつどっぱっじんじりつせいかつ
 会銀行口座> 特定非営利活動法人自立生活センターステップえどがわる
 みつびしとうきょうゆーえふじぇーぎんこう みずえしてん ふつう
 三菱東京UFJ銀行 瑞江支店 普通 0548550

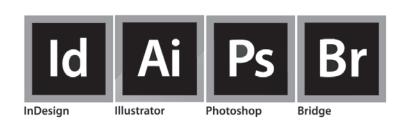












いつもは私がほぼ一人で編集をしていました。が!今回はスタッフの何人かに部分的に手伝っていただきました。これまでは発行が遅れるとページも増え・・・・という悪循環になっていましたが、作業を分担できれば・・・・と朝るい兆しかな。既に発行がだいぶ遅れてしまいましたが、情報誌としても機能するように頑張っていきたいので、皆さん懲りずに見てくださいね $^-$?

へんしゅう 編集





〒 133-0065 東京都江戸川区南篠崎町 3-9-7 TEL 03-3676-7422 FAX 03-3676-7425 W Ē B http://www.step-edogawa.com/ Ĕ-mail main@step-edogawa.com

